

平成24年3月8日

石川県情報公開審査会
会長 鴨野幸雄 殿

中 登史紀

意見書

(実施機関の「理由説明書(諮問案件第172号)」に対する意見書)

辰巳ダム関連の自然環境調査の一覧から見て、平成13年から毎年実施されている「ミゾゴイ現地調査」および平成12年から実施されている「希少猛禽類調査」について膨大な量にのぼっているはずである。これに対して、平成24年8月22日付けの「公文書不存決定通知書」では、「希少種保護等のため非公開とする必要がある」として関連公文書を不存とした。公開されたのは、ミゾゴイなどの希少種が全く調査されていない「犀川総合開発事業辰巳ダム建設 環境影響評価書(昭和62年)」だけであり、それもその中に記載されたイブキシダ、コウモリ類などの希少種と称する以外のものを公開したと説明している。一部公開したというが、氷山の一角であり、まったく、公開していないに等しい。

少なくとも、ダム堤体の周辺は完全に改変されており、その場所において改変前の自然環境に関するものはすべて公開するべきである。そもそも、公開の判断基準が明らかでなく、「希少種保護等のため非公開とする必要があるため」のためと称して、何もかにも非公開とするのは、県民の知る権利を損なう。結果として、「県民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」ができない。